

大洗町消防本部庁舎改築工事基本計画

令和5年2月

大洗町消防本部

目次

1 基本計画策定の趣旨	1
1-1 基本計画の位置づけ	
1-2 基本構想の反映「大洗町消防本部庁舎改築工事基本構想」より	
(1) 大洗町消防本部の現状と課題	
(2) 新庁舎建設の基本的考え方	
(3) 新庁舎に必要な機能	
2 整備に係わる基本要件	6
2-1 整備計画基本方針	
(1) あらゆる災害における消防・防災体制の維持	
(2) 最大限の消防力を発揮するための職場環境整備	
(3) 機能的かつ経済的な庁舎	
2-2 組織体系	
2-3 法規制	
3 基本計画	15
3-1 建設予定地	
(1) 位置	
(2) 建設予定地と周辺環境	
(3) 敷地概要	
3-2 配置計画	
(1) 敷地ゾーニング	
(2) 庁舎ゾーニング	
3-3 構成施設配置	
3-4 各室の計画	
(1) 庁舎棟(消防本部・消防署)	
(ア) 消防本部	
(イ) 消防署	
(エ) 共有部	
(2) 庁舎棟(車庫)	
(3) 訓練塔	
(4) 町民訓練施設	
(5) 防災備蓄倉庫	
(6) 消防操法訓練場	
(7) 来庁者用駐車場・駐輪場	
(8) ヘリコプター離発着場	
(9) その他の施設	
(10) 一般事項	

1 基本計画策定の趣旨

1-1 基本計画の位置づけ

大洗町では、町民の安全と安心を確保する消防本部庁舎を新たに整備するため、「大洗町消防本部庁舎改築工事基本構想」（令和4年度策定。以下「基本構想」という。）の策定を行った。

この基本計画は、基本構想に基づき施設整備に必要な諸条件の整理を行おうとするものである。

消防本部新庁舎改築工事年次計画

令和3年度	大洗町消防本部庁舎建設検討委員会（内部）設置 大洗町消防本部庁舎建設検討委員会（内部）検討結果報告
令和4年度	大洗町消防本部庁舎改築整備検討委員会（外部）設置 基本構想・基本計画策定及び用地選定に向けた検討・答申
令和5年度	基本設計
令和6年度	実施設計
令和7年度	造成工事
令和8年度	本体工事着工
令和9年度	竣工

1-2 基本構想の反映「大洗町消防本部庁舎改築工事基本構想」より

(1) 大洗町消防本部の現状と課題

(1) - 1 町の立地特性に関する現状と課題

大洗町は、太平洋と涸沼川とに囲まれた町であり、年間を通して、水難事故が発生している。町内には、原子力施設が複数立地しており、町地域防災計画における消防本部の役割として「原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処する」とされている。また、第6次大洗町総合計画の策定にあたり実施した町民アンケートの結果、まちの将来像として、災害に強い「安心・安全のまち」を求める声が多く。このことから、町民の安心感を醸成していくため、消防本部には、一般的な救急、救助、火災はもちろんのこと、大洗町特有の水難事故対応や、原子力施設等における消防活動など、高度な消防本部機能が求められる。

(1) - 2 町の災害対策に関する現状と課題

大洗町では、津波情報等による警戒態勢や、被害情報等による災害応急対策が必要と判断した場合は、災害対策本部を町役場庁舎内に設置することとしている。しかし、平成23年3月の東日本大震災では、消防本部庁舎同様、役場庁舎も津波浸水の被害を受けている。災害発生時、国・県など関係機関と連携をとりながら、町の災害対応策を決定していく中枢拠点である災害対策本部が、未曾有の災害に被災した際に機能を維持できなくなるおそれがある。

(1) - 3 組織に関する現状と課題

①消防広域化に関する現状と課題

国は、平成18年7月小規模な消防本部の消防体制としては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があること等から、必ずしも十分でない場合があるとして、消防広域化を推進する基本指針を打ち出した。これを受け、茨城県では平成20年3月「茨城県消防広域化推進計画」を策定し、県内5ブロック（県北、県央、鹿行、県南、県西）による広域化を図るとした。大洗町属する県央ブロック（水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町）では、平成26年8月に「県央地区消防広域化推進研究会」を設置し、協議・検討を重ねてきたが、広域化に向けた具体的な進展がみられないことを理由に、令和4年7月に同研究会の解散が決められた。

これを踏まえ、今後、大洗町は、単独の消防本部として、消防力の維持・向上を目指しながら、将来的な消防広域化も見据えた対応をしていく必要がある。

②消防団との連携に関する現状と課題

大洗町消防団は、大洗町に常備消防が設置される以前の昭和29年に設置された歴史のある消防団である。町の人口減少に伴い、団員数も減少してはいるが、町民の生命と財産を守る重要な組織である。

今後とも大洗町消防本部と大洗町消防団があらゆる災害において、より緊密に連携した活動をするためには、消防団のポンプ操法訓練や、毎年度実施している春季・秋季訓練が非常に有用であるが、訓練を実施する敷地が限られ、十分な訓練を実施することが困難になっている。

(1) - 4 消防本部庁舎に関する現状と課題

①立地場所に関する現状と課題

本町は平成23年3月の東日本大震災時の津波浸水被害（最大波4.9メートル）に遭い、町の災害対策の中核であるべき現庁舎の床上浸水被害とともに、消防車両を高台に一時避難せざるを得ない状況に陥り、消防本部機能を十分に果たせなかった。また、現在も津波浸水想定区域内に立地しており、令和3年12月に新たに公表された日本・千島海溝地震が起きた際の被害想定では、大洗町沿岸に東日本大震災の津波を超える最大5.0メートルの津波が発生すると想定され、その際には、再び消防本部庁舎が津波浸水の被害を受けるおそれがある。

【参考】2011年東日本大震災時



庁舎南側の様子



庁舎北側道路の様子



庁舎内浸水の様子



庁舎東側道路の様子

②庁舎及び敷地の狭隘化に関する現状と課題

(ア) 現庁舎は昭和 53 年に建設したが、当時の消防職員数 34 名から、現在は 46 名に増員されており、特に夜間勤務者のための仮眠室は過密の状況で、今般の新型コロナウイルス感染症の流行から、様々な感染症が広がることの懸念が改めて問題となっている。万が一、仮眠室等を感染源として、職員に感染が広がれば、町民の生命を守る消防本部の機能が維持できなくなるおそれがある。

また、令和 4 年 9 月からは、茨城県内における新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、やむを得ず、本来、教養訓練室として使用していた部屋を急遽仮眠室として使用し、仮眠室を 2 部屋に分け対応しているが、それでもやや過密の状態であるばかりでなく、庁舎活用の観点では、さらに狭隘となっている。

(イ) 消防訓練等を行うスペースに加え、複雑多様化する災害へ対応するための訓練に必要な訓練設備も不足している。経験豊富な職員の大量退職後に採用となった経験の浅い職員に対し、限られたスペースと設備を使つての訓練は、必要最低限の内容を行うのみで、消防力の低下が懸念される。

(ウ) 保有車両が 6 台から 10 台に増加したことにより、車庫内の収容スペースが不足し、やむを得ず車両 6 台を屋外スペースに駐車しているため、直射日光や風雨による劣化がみられる。

(エ) 大洗町に大規模災害が生じ、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、応援要請を行った場合の応援隊の集結場所は、応援要請元の町消防本部と規定されているため、現在地では、応援隊の各車両を受け入れる敷地や人員が詰める十分なスペースの部屋がなく、受援体制が十分とは言えない。

(2) 改築と庁舎移転の必要性

前述では、(1) 大洗町消防本部の現状と課題 として、以下の項目を検討してきた。

(1) - 1 町の立地特性に関する現状と課題

(1) - 2 町の災害対策に関する現状と課題

(1) - 3 組織に関する現状と課題

①消防広域化に関する現状と課題

②消防団との連携に関する現状と課題

(1) - 4 消防本部庁舎に関する現状と課題

①立地場所に関する現状と課題

②庁舎及び敷地の狭隘化に関する現状と課題

その結果、今後の消防活動拠点として果たすべき大洗町消防本部の本部機能、消防力の維持・向上、町の災害活動などを踏まえると、浸水想定区域内にある現在地に対応していくことは極めて困難である。さらに、現在の敷地及び既存庁舎は、狭隘で建替や改修での対応も困難であることから、新たな敷地に新庁舎を建設することが効果的である。その場合、あらゆる災害想定区域外の高台、かつ本部庁舎に必要な一定の面積を有する場所での新庁舎建設が、町民の安心・安全を醸成していくうえでも必要である。

1-3 移転候補地の選定と評価

移転候補地の選定は、「あらゆる災害の想定区域外であること」、「町の地理的な中心地点に近く、幹線道路とのアクセスが良好な場所であること」、「現庁舎の敷地面積を超える面積を有する一区画の土地であること」などを考慮し、以下の4つの候補地を選定した。

- ①JAEA 旧夏海寮跡地
- ②防災ふれあい公園
- ③大貫台
- ④旧大貫小跡地

さらに、この4つの候補地を新消防本部庁舎建設の基本理念である「あらゆる災害における消防・防災体制の維持」、「最大限の消防力を発揮するための職場環境整備」、「機能的かつ経済的な庁舎」の3つの観点から評価を行った結果、「大貫台」が最も高い評価となった。

町では、この「消防本部庁舎移転候補地評価表」の評価結果を踏まえ、「大貫台」を消防本部庁舎建設用地として決定した。

2 整備に係わる基本要件

2-1 新庁舎建設の基本的考え方

【基本方針】

(ア) あらゆる災害における消防・防災体制の維持

地震、津波、風水害等のあらゆる災害の想定区域外の敷地で、災害時に消防本部庁舎の機能を維持することができ、また、大規模災害時に他機関の応援を受け入れられる施設の整備

(イ) 最大限の消防力を発揮するための職場環境整備

職員が災害に備え英気を養い、災害時に迅速に出動するための職場環境整備と、消防職員及び消防団員の技術向上のための十分な訓練ができる施設の整備

(ウ) 機能的かつ経済的な庁舎

災害時に迅速に出動するための機能的な庁舎内各室の配置や設備と合わせ、自然エネルギー等の利用など、持続可能な消防本部庁舎の整備

2-2 基本方針に沿った新消防本部庁舎に必要な機能

(ア) あらゆる災害において消防・防災体制を維持するための機能

- ①震災等においても、消防庁舎の被害を最小限に抑えるための構造
- ②災害時の停電を想定した自家発電設備
- ③災害時の断水を想定した井戸水等による給水設備
- ④災害時の燃料不足を想定した自家給油設備
- ⑤役場庁舎が浸水等で被災した際の代替災害対策本部機能
- ⑥災害時の防災活動拠点として、茨城県広域消防相互応援協定に基づいた受援体制の整備、また、防災ヘリ・Drヘリの離着陸場の整備

・災害に強い庁舎

地震や台風などの自然災害に強い庁舎

耐震性・・・ 震災時、庁舎の構造体のみならず、建物内部の壁や什器等の被害を最小限にとどめ、消防活動拠点機能をどのような場合にでも維持、継続できる構造として、耐震・免震・制震構造のそれぞれのメリット・デメリットを整理・検討したうえで、必要十分な構造を採用する。

構造	工法	メリット	デメリット
耐震	建物の構造が地震に耐えるような強度に造られており、地震で生じる揺れに耐えるように設計された構造	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の建物は耐震構造で設計されているため免震又は制震構造と比べるとコストは安い ・維持管理が容易で維持コストは安い 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の度に耐震強度が低下することがあり得る ・壁の破損や什器の転倒が多いため二次災害は避けられない
免震	建物と地盤との間に免震層を造り地震の揺れを免震装置で吸収し、建物上部への地震エネルギーの伝わりを抑えることで、建物に直接伝えないようにした構造	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れの強さを1/3～1/5軽減できる ・壁の破損や什器の転倒が少ないため二次災害も避けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造と比べ5%～10%割高 ・定期点検等の維持コストが高くなる ・基礎を強固にする必要がある ・軟弱地盤などでは免震装置設置が困難な場合がある
制震	建物の内部に制震装置を組み込み、エネルギーを吸収する構造	<ul style="list-style-type: none"> ・免震構造と比べると割安 ・建物内の揺れを軽減することができるため、二次災害も軽減できる ・耐震部分の負担を軽減できるため耐震を上回る性能が得られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造と比べると割高 ・壁の破損や什器の転倒を軽減するが、免震ほどの効果は期待できない

耐水性・・・ 浸水等により消防活動拠点としての機能が損なわれない位置、構造、設備配置とする。

・持続可能な庁舎

電気やガス、水道などの社会的インフラが破壊されても消防本部機能を維持し、あらゆる災害時において、町の安心安全を守るための拠点とする。

・大規模災害時も町の災害対応拠点となり得る庁舎

大規模災害時、消防本部庁舎を防災ヘリやDrヘリの他、他機関からの応援を受け入れる消防活動拠点とすることで、指揮命令系統を一元化し、的確に災害対応にあたる。また、役場庁舎が被災した場合でも、消防本部庁舎を町災害対策本部の代替施設とし、さらに強固に連携して町民の生命財産を守る。

※ 外部からの供給が断たれた場合でも3日間の設備、装備運用が可能な施設を目指す。

<p>ヘリポートのイメージ</p> 	<p>自家発電設備のイメージ</p> 
<p>敷地内にヘリポートを備え、平時はDrヘリのランデブーポイントとして、災害時は、防災ヘリの飛行場外離着陸場として使用する。</p>	<p>停電に備えた自家発電設備、災害時、必要最低限の電力を最低3日間連続して供給する。</p>
<p>災害対策本部のイメージ</p> 	<p>役場庁舎が津波などで被災した際に、町災害対策本部の代替施設としての役割も果たす。</p>

(イ) 最大限の消防力を発揮するための職場環境整備

- ①職員間での感染を防止するための仮眠室の個室化
- ②女性消防吏員採用のための女性専用施設の整備
- ③消防職員・消防団員の技術向上・連携強化のための訓練設備
- ④職員が災害時、速やかに出動するための動線の確保と、防火衣装着や災害点確認のための出動準備室の整備
- ⑤消防、救急、救助活動に必要な資機材を収納するために、機能的かつ十分なスペースが確保された収納設備

・ 24 時間災害に備えるための庁舎

仮眠室は感染拡大防止のため個室または、準個室とし、特に女性専用施設は、プライバシー保護の観点からも、仮眠室、浴室などを1区画に備えるものとする。また、職員の居住スペースや、災害出動動線と来庁者の動線を区別し、町民が安心して来庁できる庁舎とする。

・ 迅速に出動するための庁舎環境整備

災害時、迅速に出動準備を整えるための出動準備室を整備し、災害に応じた様々な資機材や予備の資機材がすぐに準備できるよう機能的な収納設備を備える。

・ 災害に対応するための訓練設備

訓練設備は、実災害を想定した実践的な訓練が行える設備を備えるものとし、消防職員と消防団員が連携して活動することも視野に入れた訓練設備とする。

仮眠室のイメージ



署員間での感染拡大防止とプライバシー保護のための仮眠室個室化

出動準備室のイメージ



災害時、署員が迅速に出動するための出動準備室

(ウ) 機能的かつ経済的な庁舎

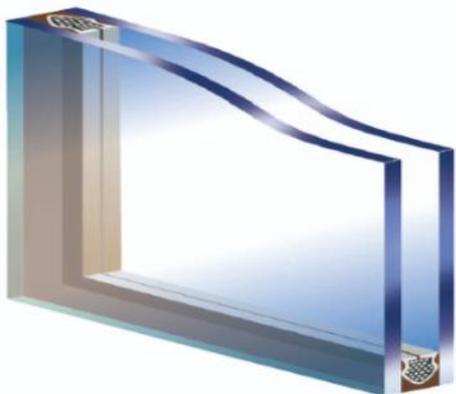
- ①迅速な初動体制をとるための効果的な建物の配置
- ②職員が迅速に出動するための効果的な出動動線
- ③各種省エネルギー設備の積極的な導入

・機能的な庁舎

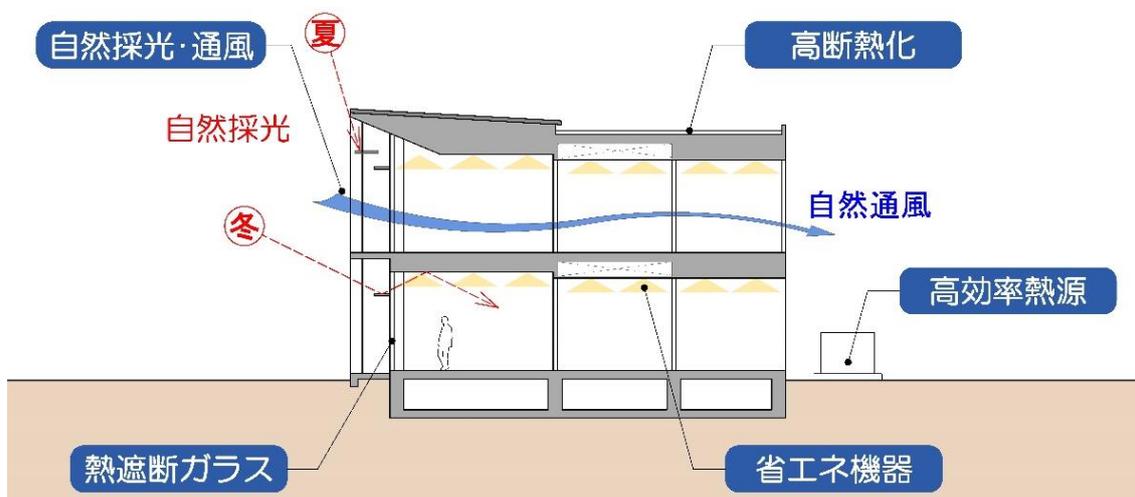
庁舎内のどこにいても、速やかに出動準備室に到達するために、出動準備室へは、複数系統の動線を確保するものとし、また、緊急車両の出動動線と来庁する車両の動線が交差しないような庁舎・車庫の配置とする。

・経済的な庁舎

熱遮断ガラス、LED照明、各種設備の個別化、人感センサー付照明等、省エネルギーにつながる設備や断熱効果の高い材料等を採用し、維持管理コストの低減を図り、高騰する光熱費の問題にも対応できる庁舎を目指す。

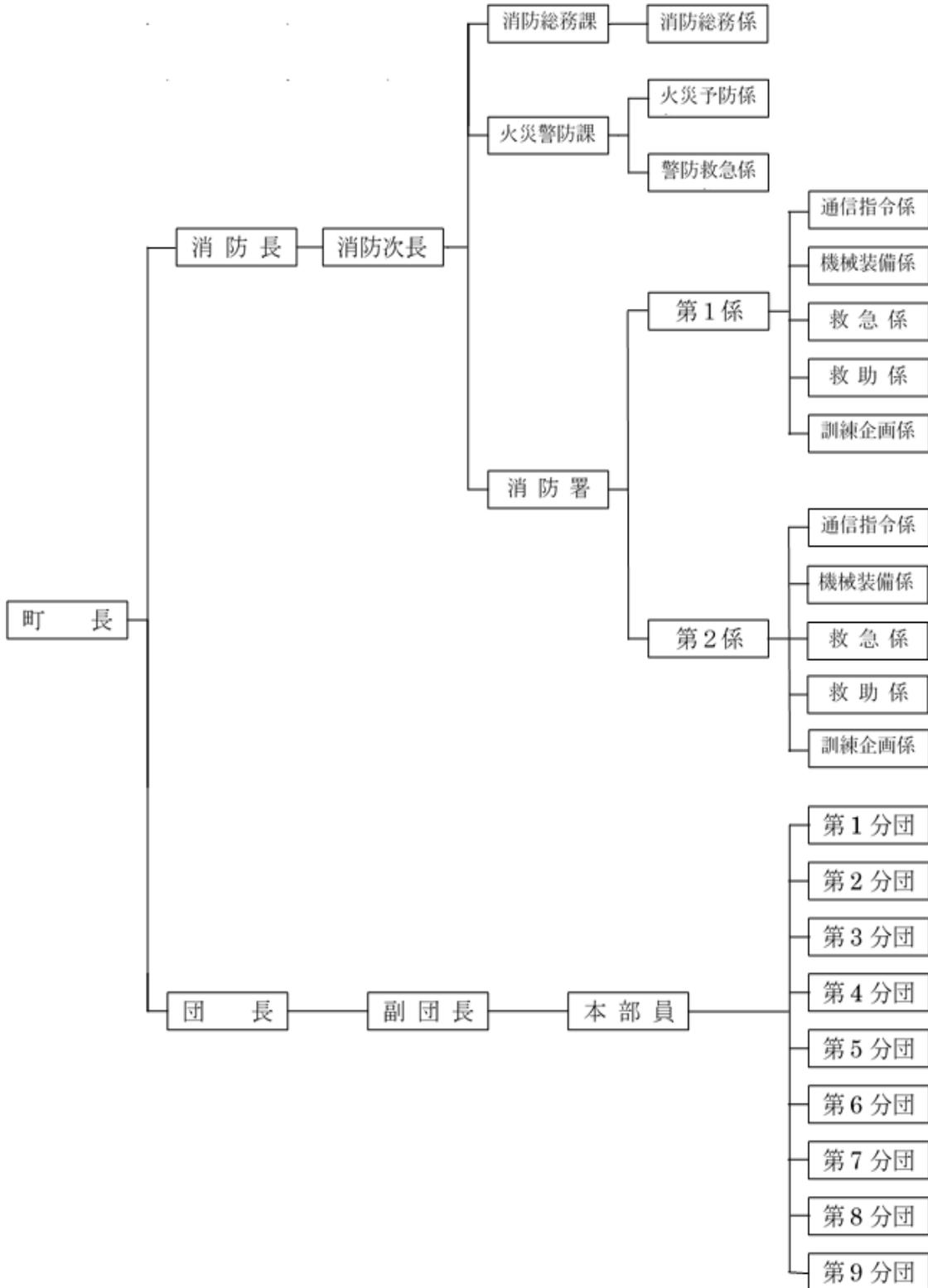
<p>Low-Eガラスのイメージ</p> 	<p>LED照明のイメージ</p> 
<p>庁舎の遮熱・断熱性能を高めるため、Low-Eガラスのペアガラスなどの採用を検討する。</p>	<p>照明機器をLED化、人感センサー化するなどして、消費電力を極力抑える。</p>

断熱効率に関するイメージ



2-3 組織体制

新消防庁舎は、町の安心安全を守る拠点として機能するもので、消防本部と消防署からなり、組織体系に基づいた適切な施設構成が必要となる。



2-4 法規制

建築基準法を始めとする関係法令のうち、特に留意すべき事項は次のとおりとします。

適用法令

- ・地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）
- ・災害対策基本法（昭和 36 年 法律第 223 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年 法律第 201 号）
- ・消防法（昭和 23 年 法律第 86 号）
- ・下水道法（昭和 33 年 法律第 79 号）
- ・水道法（昭和 32 年 法律第 177 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年 法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年 法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年 法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年 法律第 64 号）
- ・健康増進法（平成 14 年 法律第 103 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭 45 和年 法律第 20 号）
- ・建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（昭 12 和年 法律第 104 号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 法律第 48 号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 法律第 49 号）
- ・地球温暖化対策の促進に関する法律（平 1 成 0 年 法律第 117 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 4 和 5 年 法律第 137 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（1 平 8 成年 法律第 91 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年 法律第 204 号）
- ・電波法（昭和 25 年 法律第 131 号）
- ・建設業法（昭和 24 年 法律第 100 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年 法律第 170 号）
- ・電気通信事業法（昭和 59 年 法律第 86 号）
- ・国法による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平 12 成年 法律第 100 号）
- ・航空法（昭和 27 年 法律第 231 号）
- ・景観法（平成 16 年 法律第 110 号）
- ・屋外広告物法（昭和 24 年 法律第 189 号）
- ・各種の建築関係資格法
- ・道路法（昭和 27 年 法律第 180 号）

適用条例、規則、制度等

- ・茨城県建築基準条例
- ・茨城県屋外広告物条例
- ・茨城県環境基本条例

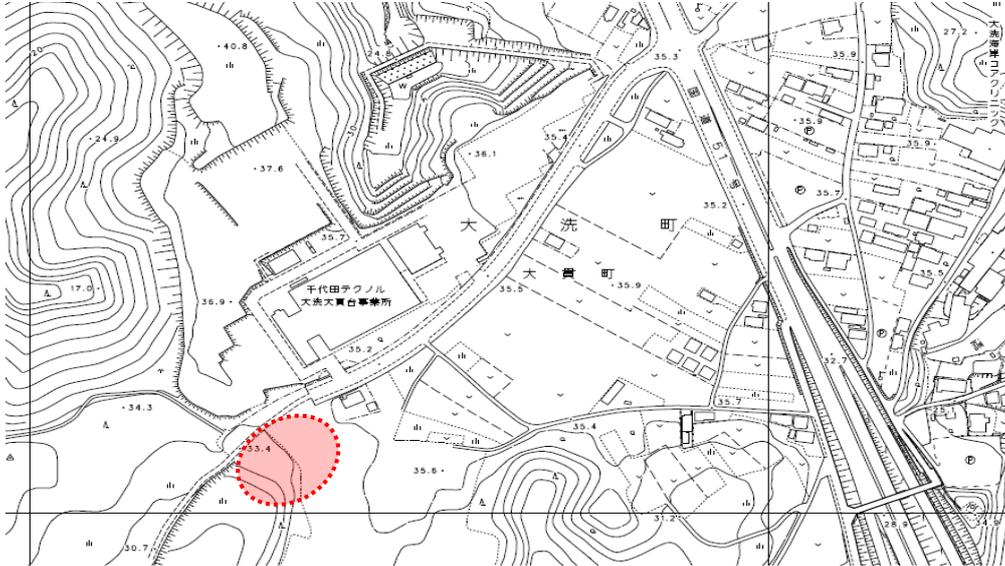
- ・茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
- ・茨城県地球環境保全行動条例
- ・茨城県屋外広告物条例施行規則
- ・茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例
- ・大洗町環境基本条例
- ・大洗町文化財保護条例
- ・大洗町水道事業給水条例
- ・大洗町公共下水道条例
- ・大洗町個人情報保護条例
- ・大洗町情報公開条例
- ・大洗町危険物の規制に関する規則
- ・大洗町建築基準法施行規則
- ・大洗町火災予防条例
- ・大洗町景観条例
- ・大洗町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例
- ・大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

上記以外で事業に関係する法令、要綱、基準、制度等についても順守すること。

3 基本計画

3-1 建設予定地

(1) 位置 大洗町大貫町



(2) 建設予定地と周辺環境

建設予定地は、現在の消防本部から南西約 3.2Km の地点で、都市計画区域内にあり、進入道路については、町道 8-2072 号線を延伸し、国道 51 号線に接続される。建設予定地の選定には次の要件を検討した。

- ・地盤は強固であると思料され、地震・土砂災害の危険性はほぼない。
- ・高台にあり津波・洪水による浸水の可能性がほぼない。
- ・海拔 32～34m
- ・町の中心地付近に位置し、国道 51 号線、船渡大洗線を使って、町内各地区へ公平かつ迅速に向かうことができる。

(3) 敷地概要

敷地面積、用途指定等は次のとおり。

敷地面積約	約 10,000 m ²
都市計画区域	水戸・勝田都市計画区域
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率	40%
容積率	80%
防火地域	指定なし
その他	大貫台地区地区計画 埋蔵文化財包蔵

3-2 配置計画

新庁舎の規模、構成、ゾーニングは、以下の内容で構成する。

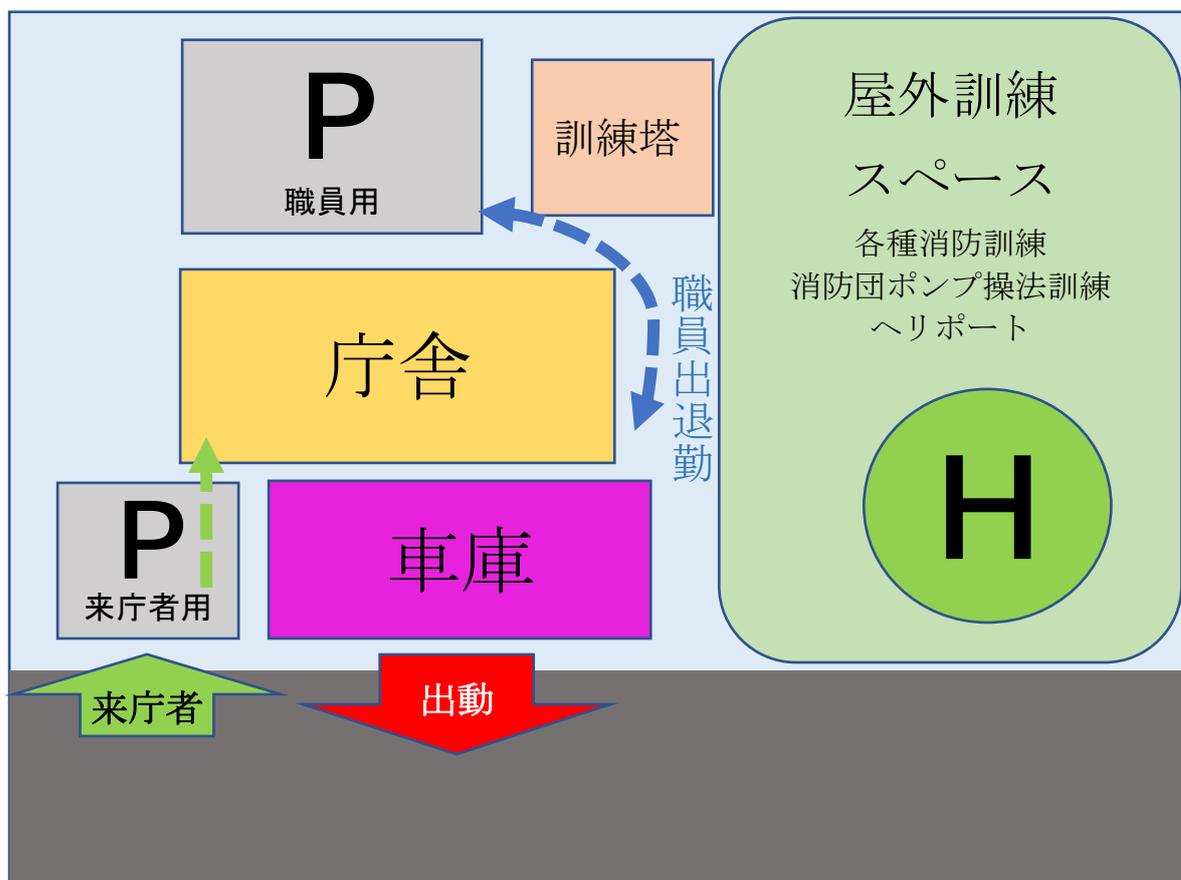
- 敷地面積 約 10,000 m²
- 庁舎面積 約 2,900 m²
- 附属建物 訓練塔、燃焼実験室 約 400 m²

(1) 敷地ゾーニング

敷地のゾーニングにあつては、以下の項目に留意し、施設配置及び接道等周辺環境との整合を図る必要がある。

- 緊急車両と来庁者車両の動線を極力離し、交錯しないようにする。
- 緊急車両の出動動線は、速やかに出動出来るようにする。
- 来庁者駐車場・駐輪場と庁舎玄関を近接するようにする。
- 玄関アプローチの歩車分離を明確にする。
- ヘリコプター離発着場を敷地内に整備する。

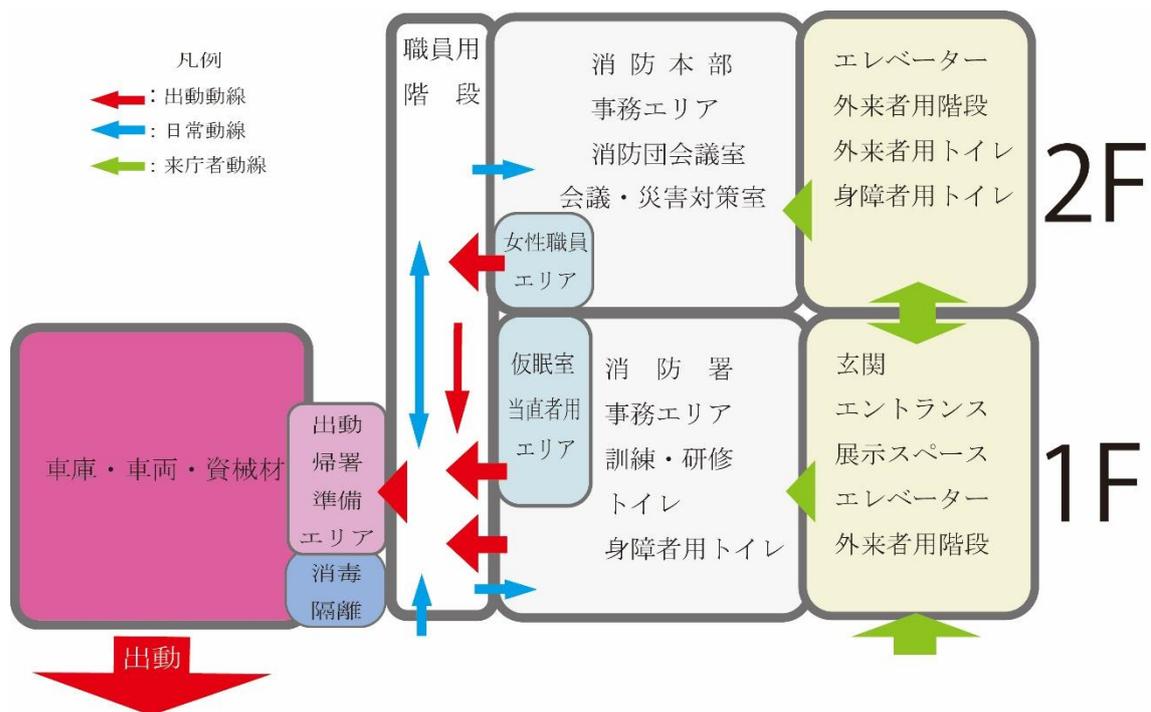
敷地ゾーニングイメージ



(2) 庁舎階層のゾーニング

庁舎階層のゾーニングにあたっては、以下の項目に留意し、来庁者、平時の職員、緊急時の職員が互いに行動を妨げない様に整合を図る必要がある。

- 来庁者の動線は、職員の動線に妨げられることなく、出来る限り短距離で目的の施設に到着出来るようにする。
- 平時の職員の動線は、来庁者の動線を妨げることなく、速やかに業務が出来るよう、主として職員の利用を想定した廊下・階段とする。
- 緊急時の職員の動線は出動するにあたっては事務室、仮眠室又は訓練施設から速やかに出動出来るようにする。
- 緊急時の職員の動線は来庁者の動線を避けるようにする。また、帰署するにあたっては、救急車等感染防止の処置が必要な部隊と、その他の部隊の動線を分けて行動出来るようにする。
- 複数の動線を確保して最短距離にて出動準備室、車庫へ到達するようにする。



3-3 構成施設計画

区 分		諸 室 等
庁舎 建物	消防本部	消防長室、消防団本部室、事務室、会議兼研修室兼災害対策室、外来者打合せ室、男性更衣室、女性更衣室、湯沸し室、資器材室、指令端末室、書庫、防火衣収納庫、展示スペース
	消防署	事務室、書庫、訓練室兼研修室兼非常招集者用仮眠室、食堂・厨房、男性用休憩室、トレーニング室、洗濯・乾燥室、男性仮眠室、女性用施設（仮眠室・洗濯室・浴室・脱衣室）、防火衣着装室、救急消毒室、医療廃棄物保管庫、救急用備品庫、救急用訓練室、男性シャワー脱衣室、洗面所、リネン室、車庫、消防資機材庫、救助資機材庫、危険物保管庫、車両整備スペース、緊援隊物品庫、車両関係資機材庫、工具保管室、空気充填室、ボンベ保管庫
	共有部	共有部分、エントランスホール、給湯室、男子便所、女子便所、身障者用便所、職員用出入口、ごみ庫
付帯 施設	訓練施設	燃焼実験室、実火災訓練室4室（一般住宅想定2室、共同住宅想定2室）、濃煙迷路検索室、縦穴訓練・隧道訓練・地下訓練・横坑救助訓練室、高層建物対応訓練室、低所進入訓練、救助訓練施設、防火管理業務講習室、トイレ
	その他の施設	ヘリコプター離発着場、車両転回スペース、来庁者用駐車場、駐輪場、ごみ置き場、自家用給油所、耐震性貯水槽、自家発電設備、消火栓、ホース乾燥設備、救助隊倉庫、非常用備蓄倉庫兼消防団資器材倉庫、案内掲示板、国旗等掲揚塔、県防災無線パラボラアンテナ、無線塔、井戸

3-4 各室の計画

(1) 庁舎棟（消防本部・消防署）

庁舎棟の車庫以外の部分については、消防本部及び消防署の運営に必要な諸室とし、次の表に基づき検討します。

(ア) 消防本部

諸室名称	用途など
1 消防長室	<ul style="list-style-type: none"> ・消防長の執務室及び応接室として使用 ・執務机, 6名程度の応接が可能な家具類, キャビネット等を装備 ・本部事務室と近接して整備
2 消防団本部室 兼会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団本部の執務室, 本部員8名程度の会議を実施できる広さとする
3 本部事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部職員の執務及び来庁者対応用として使用 ・事務室はレイアウト変更が容易にできるようOAフロアとする
4 本部書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の保存文書及び台帳当の保管に使用する ・その使用目的を考慮し, 十分なスペースを確保する ・配置に際しては, スペースの有効活用に努め, 可動式書架を収納できるよう床の耐荷重を設計する ・各種資料等の共有化を図り, 事務効率化向上のため, 資料等を一括管理し, 必要な時にいつでも閲覧できるように設置する ・本部職員の事務効率化のため本部事務室に近接して整備。
5 会議室兼研修室兼 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の各種会議, 救命講習会・防火管理者講習会等各種研修, 津波災害等, 役場で災害対策本部が設立できない場合の代替拠点として使用する ・30~40名程度の利用ができる広さとする ・会議用椅子・机等の備品を収納できる倉庫を配置する ・天井吊り下げ式プロジェクター, 大型スクリーン, モニターを配備する ・移動式・収納式パーテーションで2~3部屋に区画できるものとする
6 外来者打合せ室 I	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談, 調書作成調書, 打合せ等の部屋として使用する
7 男性更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の男性職員の更衣室として使用する ・12名程度の使用を想定する
8 女性更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の女性職員の更衣室として使用する ・2名程度の使用を想定する
9 本部資器材室	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の事務用品, 資機材及びその他の物品の保管場所として使用する
10 指令端末室	<ul style="list-style-type: none"> ・共同指令センターからの指令の受信, 大洗管内の災害に対する指揮隊バックアップ, 情報処理, 茨城県防災情報ネットワークシステムの送受信及び, 災害時の各種事務処理を行う ・防災行政無線設置の為, 防音機能を有する個室を設ける。 ・各種の機器配線スペース確保のためOAフロアとする ・各種資料, マニュアル等を収納するため十分な収納スペースを確保する
11 本部防火衣収納庫	<ul style="list-style-type: none"> ・本部職員の防火衣等を収納する1階防火衣装着室に設ける。
12 展示スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランス, 通路部分を活用する ・来庁者, 市民への震災写真や広報ポスター, 訓練写真等を掲示する

(イ) 消防署

諸室名称		用途など
1	署事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・署員の事務室及び来庁者対応用として使用する ・配置に際しては、スペースの有効活用に努め、可動式書架を収納できるよう床の耐荷重を設計する
2	展示スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランス、通路部分を活用する ・来庁者、市民への震災写真や広報ポスター、訓練写真等を掲示する
3	署書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署の保存文書等を保管する ・署員の事務効率化のため署事務室に近接し、署事務室からも直接入室できるようにする
4	訓練室兼研修室 兼非常招集者用 仮眠室	<ul style="list-style-type: none"> ・署員のための救急訓練等、教養・研修に使用する ・研修用の椅子・机等、救急訓練用資器材を収納する倉庫を配置する ・10名程度の非常招集者用仮眠室として使用できるようパーテーションを設置する
5	食堂・厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・署職員 20 名程度の食堂及び調理室として使用する
6	男性用休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂に付属する ・労働安全規則に基づき、職員の休憩スペースとして使用する ・災害時及び非番招集時の仮眠室としても使用するため、畳敷きで 5 名程度の寝具を収納する収納庫を付属する ・休憩室として使用すると共に、訓練時の休憩や訓練後の振り返りの場所としても利用できる部屋にする。
7	トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天・夜間時の消防訓練及び職員の体力錬成を行うためのスペースとして使用する ・訓練により容易に破損しない内部構造とするとともに、床及び壁体は弾力性かつ安全性が充足された材質のものを使用する ・トレーニング設備として、筋力トレーニングマシン、持久力トレーニングマシン、ベンチプレス、バーベルセット等を備える ・トレーニング等の騒音対策を考慮する
8	乾燥室	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯室とは分け、乾燥設備を設け、防火衣やウェットスーツ等を乾燥できる部屋として使用する
9	男性用仮眠室	<ul style="list-style-type: none"> ・署員のための夜間仮眠室及び更衣室として使用する ・原則として、個室または、準個室タイプとする ・仮眠室は、署員が仮眠中でも迅速に出動できるよう車庫に近接させ、出動動線と十分なスペースを確保する ・床は、歩行時騒音の少ない材質を使用する ・壁及び建具は、外部からの騒音防止及び夜間採光を遮断できるものを使用する ・扉は、開閉時に音がしないものを使用する ・照明は、通信室からも点灯ができる方式とする
10	女性用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・女性署員用（2 名）のスペースとして使用する ・本部女性職員用ロッカー 2 台程度 ・プライバシー保護のため女性用施設を 1 カ所にまとめて整備する ・原則として個室とし、仮眠室、更衣室、洗濯室、ユニットバス、トイレ、脱衣室、洗面所、休憩スペースを設置する

(イ) 消防署 (続き)

諸室名称	用途など
11 防火衣着装室	<ul style="list-style-type: none"> ・災害出場時防火衣を着装するスペースとし、防火衣収納ロッカー及び出場指令書の受信設備を備える。 ・迅速に出場するため車庫に近接して配置する ・着装時に署員どうしの接触を避けるため、広い着装スペースを確保する ・防火衣着装中の署員も指令番地等の確認ができるよう大型モニターを設ける ・空気呼吸器着装スペースを設ける。
12 救急消毒室	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊員や資機材の消毒室として使用する ・救急出場で使用した資機材の洗浄と消毒を行う ・救急隊及びPA連携により感染の疑いがある傷病者に対応した職員と、来庁者や他の職員との接触を避け、汚染された疑いのある衣服や資機材を一時的に収容するための設備を設置する ・二層式流し台とし、一層は深型で、手洗い及び血液や汚物等で汚れた資機材を洗浄でき、他方の一層は、消毒剤を溜め、資機材を浸して消毒できる使用とする ・感染性廃棄物を収納する専用容器を設置する箇所を設ける ・洗浄した資機材を乾燥して、パッキングするための作業を行う作業台を設置する ・血液、汚物等により汚染された救急服等を洗浄する洗濯機を設置する ・隊員除染用のシャワー室を設置する。
13 救急用備品庫	<ul style="list-style-type: none"> ・救急資機材の管理収納室として使用する ・救急消毒室に隣接して設置する ・薬品、包帯その他救命処置用器具の倒落やこれによる漏れが生じることなく保管できる
14 ミーティングルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等で出た疑義を話し合ったり、台風等の災害時、活動隊が着替えることなく入室し、指揮隊と活動方針等を打合せたり、休憩に使用することで、次の活動に迅速な対応ができる場所として使用する。 ・訓練や災害時の簡単な打合せや休憩を摂るために、大型のホワイトボードや、防水性のあるソファ、飲料水を冷却する冷蔵庫等を設置する。
15 男性用シャワー・更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動、訓練後等、当直署員用の入浴室及び、除染・水難救助隊員のシャワー室としても使用する ・消防活動後すぐに入浴できるよう、できるだけ車庫に近接して設け、消防活動による汚れを庁舎内に持ち込まないよう配慮する ・除染・水難救助隊員の除染等のため外部からも直接シャワー室へ入れる構造で外部に脱衣所を設ける ・ユニットバス1基、ユニットシャワー2を設ける
16 洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・男性用洗面所を仮眠室に近接して設ける
17 リネン室	
18 消防資機材庫	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動用資器材及びホース等を保管するスペースとして使用する ・消防車両車庫に近接させ、資機材の搬出入が容易に行える開口を設ける ・廊下からの出入口とは別に、車両の寄り付きが可能な外部搬出入口を設ける ・各壁面に柵を設け、重量物を保管するために強度を十分とする ・ボンベ保管庫を併設する

(イ) 消防署 (続き)

諸室名称		用途など
19	救助資機材庫	<ul style="list-style-type: none"> ・救助出場時に必要な資機材保管庫として使用する ・出場時必要に応じて車両積載できるよう、車庫に近接設置する ・ウェットスーツ, ドライスーツ, 化学防護服等は, ハンガーにて保管できるような設備を設置する
20	危険物保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の潤滑剤, 整備用油脂, チェーンソー・エンジンカッター等の燃料保管庫として使用する
21	車両関係資機材庫	<ul style="list-style-type: none"> ・予備タイヤの保管等、車両関係資器材庫として使用する ・タイヤラックを設置する
22	消防緊急援助隊 物品等倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊用資器材、などを保管する倉庫として使用する ・各壁面に柵を設け、重量物を保管するために強度を十分とる ・換気設備等を設ける
23	工具保管室	<ul style="list-style-type: none"> ・各種工具類, 資材の保管庫として使用する ・車庫に近接して設置する
24	空気充てん室	<ul style="list-style-type: none"> ・空気呼吸器の空気ボンベを充填するための高圧ガス充填施設を整備する

(ウ) 共有部

諸室名称		用途など
1	男性トイレ	<ul style="list-style-type: none">・各階配置する・人感センサー付照明とする・1階は仮眠室から車庫までの動線上に設ける。
2	女性トイレ	<ul style="list-style-type: none">・各階配置する・人感センサー付照明とする
3	障害者用便所	<ul style="list-style-type: none">・1、2階を想定（外来者）
4	給湯室	<ul style="list-style-type: none">・本部事務室に近接設置する
5	電気室	<ul style="list-style-type: none">・空調機及び換気扇用ファンの設置場所として使用する・庁舎の受電盤，変電設備の設置場所として使用する・発電機は，原則として，別棟設置とする・電気設備の燃料備蓄量は，72時間分とし，燃料補給を行うことにより，168時間以上の期間運転可能時間を確保する・各階幹線ルートは二重化を図り，電力供給における信頼性を向上させる
6	ごみ庫	<ul style="list-style-type: none">・一時保管スペースとして使用する
7	共有部分	<ul style="list-style-type: none">・廊下，階段，エレベーター，玄関等は適宜，手すりを設け，原則として照明は，人感センサー付照明を考慮する・各室出入口のドアは原則として上吊り式引き戸とする
8	職員用出入口	<ul style="list-style-type: none">・来庁者との動線区別のため，職員の出入口として使用する

(2) 庁舎棟（車庫）

庁舎棟の車庫部分については、消防本部及び消防署の運営に必要な諸室とし、次の表に基づき検討します。

諸室名称	用途など
車庫	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両を保管する場所として使用する ・消防・救助資機材庫を近接して設置する ・出場隊員を分散するため、三方向から車庫に至る動線とする ・車庫の高さは、梁下で5m以上確保する ・消防車両と内壁面間には、出場動線を確保する ・地震時の揺れで車両と壁や柱、車両相互がぶつかり破損することがないように十分な間隔を確保する ・災害出場を安全かつ容易にできるよう前面道路と車庫との間に空地スペースを設ける ・緊急車両の位置を明確にするため床面に区画線（白線）を引く ・排気ガスを容易かつ効率的に排気できる構造または、装置を設置する ・車庫扉（シャッター）は、常時閉鎖でも採光可能で、外部から消防車両を視認できるタイプのものとする ・車両出入口にシャッターを設ける ・シャッター等は、車両等感知センサーによる誤作動防止及び故障時・停電時に容易に開放できる機能を付加し、遠隔操作ができるものとする。 ・床は滑りにくい材質を使用し、適宜水勾配を設ける ・災害対応用資器材収納スペースを設ける ・車庫前面には、出動時の動線（車路）利用の他、車両展開、点検、洗車スペースを設け、洗車用の水道を適宜設置する ・救急車出入口のシャッターは、外部からリモコン操作が可能なものとする

(3) 車庫に収容する車両は、本部及び署別に下記のとおり計画します。

諸室名称	用途など
1 車庫（本部）	本部所属の車両は☆台とする。なお、通常の車両で算定する。
1 車庫（署）	<p>消防署の緊急車両は、予備車両を含み、ポンプ車（水槽付を含む）2、救助工作車☆、救急車3、指令車2、搬送車1、資機材搭載車1、原子力防災車1、事務連絡1の計12台とする。+水上バイク、救助艇</p> <p>地震動による車庫の壁・柱及び他の車両との衝突防止並びに出動時の活動空間確保を考慮し、車両と柱・壁間及び車両相互間隔を1.5m、車両後部と柱・壁間3.0m、大型車両の車両幅を3.0m、その他の車両幅を2.75m以上、車両長最大8.2mとする。</p>

(3) 訓練塔

消防隊員として必要な警防技術を錬磨するため、実戦に近い火災防御・検索救助等の訓練が可能な施設を設け、併せて町民対象の研修を実施できる機能を整備する。

冬期や荒天時にも平面的な訓練を実施できる機能を整備する。

救助技術訓練、火災防御訓練等の実施できる施設を設ける。

以上の施設として下記の施設設置を検討する。

諸室名称		用途など
1	燃焼実験室	<ul style="list-style-type: none"> ・LPG 又は可燃性燃焼物を燃やし、サーマルバランスを体験できる施設 ・火災原因特定のため、鑑識・鑑定結果を証明するための実験及び出火に起因するような機器の燃焼実験を行う。
2	実火災訓練室	一般住宅及び共同住宅火災を想定した訓練を行う。
3	濃煙迷路検索訓練室	・火災現場の熱気や濃煙を想定した訓練を行う。可動パーテーションにより迷路の設定が可能な施設とする。
4	縦穴・隧道・地下・横坑救助訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホール等での事故を想定した進入訓練を実施できる施設を設置する。 ・訓練室の内部パーテーションを可動式とし、各対象物を想定できる施設とする。
5	高層建物対応訓練室	・高所進入、高所火災、高所救助等の訓練を実施できる施設とする。
6	低所進入訓練	・ドライエリア状の地下空間に地上から進入する訓練を行う施設とする。
7	救助訓練施設	・救助活動の基礎技術である、引揚救助訓練及びロープブリッジ訓練を実施するのに必要な面積。引揚救助訓練は全国消防救助技術大会の規定に基づくものとする。
8	防火管理業務講習実習室	・消防用設備等の機器を設置し、町民の防火管理、自衛消防業務等の資格取得講習等に使用する。
9	トイレ	
10		
11	屋外訓練場	・消防活動の基本、操法訓練と放水訓練ができるスペースを確保する。

(4) 防災備蓄倉庫

非常用備蓄資機材を本部非常用品庫、消防団資器材倉庫保管に分け保存するほか、署の物品を保管するスペースとして使用する。

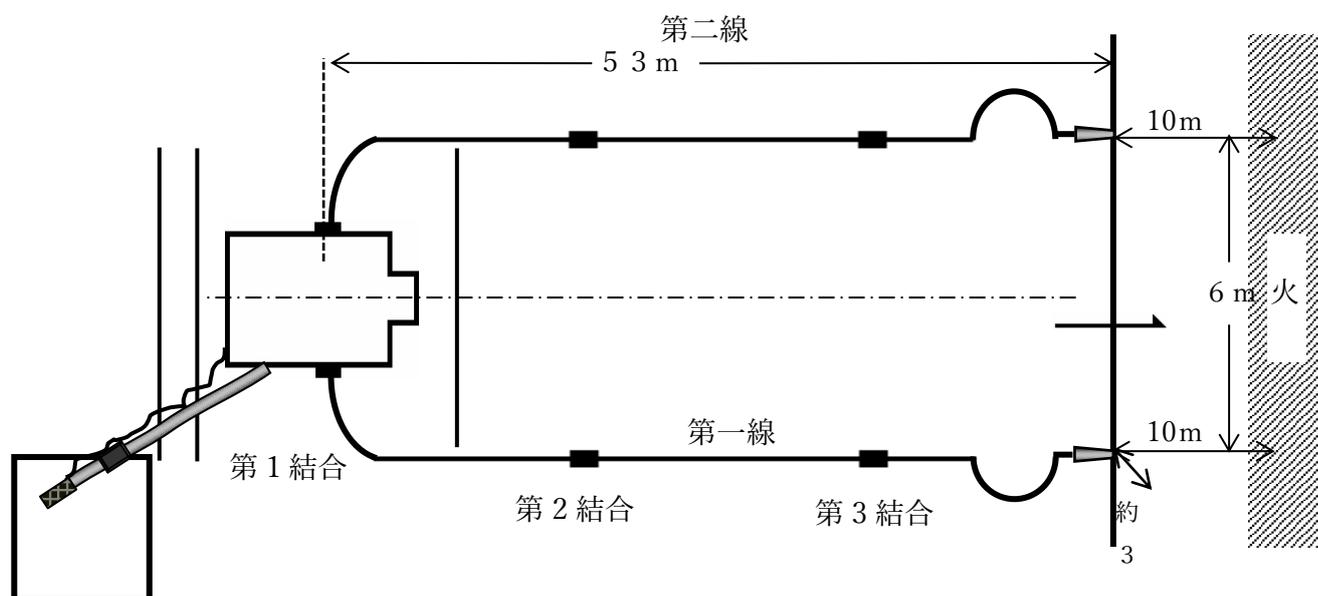
(5) ポンプ操法訓練場

消火活動の基本となる消防操法訓練及びその訓練成果を町消防団員が競う大洗町消防ポンプ操法競技大会を実施できる訓練場を整備する。

※ 消防操法は、消防操法の基準（昭和 47 年消防庁告示第 2 号）によって消防職員や消防団員の訓練における消防用機械器具の取扱い及び操作の基本を定め、火災防ぎよの万全を期することを目的に制定された。

茨城県消防協会では、毎年秋に茨城県消防ポンプ操法競技大会県央地区大会を開催しており、消防団員の技術向上に寄与している。

※レイアウト図



(7) 来庁舎用駐車場・駐輪場

来庁舎駐車場及び駐輪場は、施設利用者の利便性を考え敷地及び建物形状から施設運営上支障のない台数とし、緊急車両の交通動線と分離するよう計画する。

- ・車椅子対応駐車場を高齢者、障害者の移動の円滑化の促進に関する法律に基づき設ける。
- ・来庁舎用駐車場及び駐輪場は、庁舎玄関に近い場所に設ける。

(8) ヘリコプター離発着場

飛行場外離着陸場として整備し、屋外訓練場の一部を離発着場として利用する。
なお、設置場所に制限があるため注意を要する。

(9) その他の施設

その他の施設として下記の施設設置を検討する

諸室名称	用途など
1	自家給油設備 ・地震、台風、水害等の大規模災害発生時、初動時における消防車両用の燃料を確保するため、自家用給油施設設置する。消防本部、消防署の消防車及び救急車が3日間活動できる容量とする。
2	耐震性貯水槽 ・近隣の火災、非常時の消火用水確保のため耐震性貯水槽40tを設置する。 ・平時は火災防御訓練に使用する。
3	案内掲示板 ・各種案内掲示板
4	国旗等掲揚塔 ・国旗等掲揚塔
5	県防災無線 パラボラアンテナ ・茨城県防災システム用パラボラアンテナを移設、設置する
6	無線塔 ・デジタル無線対応型無線塔を整備する。 ・高所カメラの設置場所としても使用する。
7	井戸 ・災害対応の非常用井戸を設置する。
8	警告版 ・緊急出動時の警告板を国道51号交差点に設置する。

(10) 一般事項

- ・敷地内及び庁舎内において出動時に来庁者と職員との接触、衝突事故等の防止に十分配慮したスペースの確保と動線区分に配慮する。
- ・災害出動の動線上のドアは、出動に際して支障とならないようバーハンドル付スライド形式とし、常時、内外部が確認できるようにする。
- ・出会いがしらの事故を避けるため、要所にミラーを設置する。
- ・廊下及び階段等は、出動時の職員の動線に配慮した効率的かつ余裕のある計画とする。
- ・階段の踊り場には、転回補助用の円柱を設け、出動時の迅速な行動を可能にする。
- ・来庁者の行動範囲を制御するため、来庁者利用のパブリックスペースと署員のみが使用する当直スペースを明確に区分する。(壁や床面塗装の色分けなど)
- ・出入口等のセキュリティ対策を十分に講じる。
- ・大規模災害発生時に迅速かつ十分な受援体制が確保できる敷地や建物の構造及び設備とする。
- ・ユニバーサルデザインを基本とし、見学コースの設置等親しみやすく安心感を与える庁舎とする。
- ・階層に関わらず、エレベーターを設置する。
- ・エレベーターは車いす用とする。(9人収納できる大きさ)
- ・環境負荷を少なくするための省エネルギー対策に配慮し、新エネルギー資源の活用を積極的に図る。
- ・ペアガラスを用いて、断熱性を高め、雨水及び再生水等の技術を利用する。
- ・排水は自然流下を原則とするが、緊急時の利用に配慮して地下に貯留槽を計画する。
- ・給排水設備については、災害時の緊急時利用に配慮した計画とする。
- ・雨水をトイレの洗浄、散水、洗車水、冷却塔補給水、消防訓練(消火訓練・放水訓練等)に利用し、施設規模に適した貯水量を確保する。
- ・フロア案内及び室名サインなどを適切に設置する
- ・館内放送設備は、停電時にも緊急放送が可能なように非常電源内蔵型アンプとする。
- ・館内地区別放送が可能なようにルート分けを検討する。
- ・近隣住民への配慮のため、スピーカーに個別音量調整スイッチを設ける。
- ・同時に近隣住家のプライベートに配慮して方位や窓等の採り方に配慮する。
- ・机のレイアウトは来庁者に背を向けないように配慮する。



大洗町消防本部庁舎改築工事基本計画

発行：令和5年2月

編集：大洗町消防本部

〒311-3101 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-191

TEL : 029-266-1119 FAX:029-266-1776